

北海道ハイテクノロジー専門学校と恵庭市消防本部との連携に伴う申合せ事項の締結について

1 主旨、目的

この申合せ事項は恵庭市消防本部と北海道ハイテクノロジー専門学校が「学校法人産業技術学園と恵庭市との包括連携協定（平成28年2月24日締結）」に基づき、具体的な活動事項を定め、相互連携協力により双方の組織発展、人材育成及び地域貢献に寄与するため、積極的に活動を推進することを目的としています。

※学校法人産業技術学園は学校法人滋慶学園と読み替えることができるものとする。

2 申合せ事項締結日

令和3年2月10日

3 活動事項

- (1) 災害時において、市管理施設等の被災状況調査
- (2) 災害時において、搬送が必要な人員及び資器材の搬送
- (3) 学生及び教職員等が自発的なボランティア活動の一環として市内消防水利の除雪活動
- (4) 市が主催する訓練等における要救助者役及びエキストラ等の人的支援
- (5) 学校所有施設において、訓練等を実施するため、施設借用
- (6) 経年等による資器材更新により廃棄とする場合など、資器材の無償提供
- (7) 災害対応に必要な電子データ及び図面等の作成、事務の効率化を図ることが可能なシステム開発、行政PR動画並びにデザインの作成

4 実施予定の活動

- (1) 冬期間における除雪作業、今年度内に希望者を募り、降雪時には除雪活動を実施する。
- (2) 応急手当普及啓発活動の一環として、ITメディア学科とポスター等のデザイン及び動画作成について調整を実施済み。救急の日（令和3年9月9日）の配布を目途に調整を進める。

5 その他関連事項

恵庭市学生消防サポーター制度との連携

当該制度と連携することにより、本申合せ事項での活動を学生サポーターの活動実績とすることができることとし、コロナ禍における活動自粛により、学生サポーターとして活動不足で認証を受けられない状況とならないよう考慮したもの。

※大学生、大学院生及び専門学校生と消防、防災等の諸活動における協力体制を構築し、地域における防災力の向上を図ることを目的に平成30年8月9日施行したもの。